

00251

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示目次
◇告示 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法に基く当該吏員の身分を示す証票の交付
◇公安告示 道路交通取締法に基く速度制限

告示

公安委員会告示

証票番号 第二四号 職名 氏名
技師 島田哲郎

鳥取県公安委員会告示第八号

道路交通取締法第六条の規定により次のとおり速度制限をする。

昭和二十八年十一月二十八日

鳥取県公安委員会 委員長 秋久勲

一 制限の場所

一級国道九号線 東伯郡浦安町大字逢束一五番地々先から同地内一、〇七五番地々先まで一、〇〇〇メートルの間

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第十条の規定による当該吏員の身分を示す証票を昭和二十八年十一月二十一日次のように交付した。

昭和二十八年十一月二十七日

鳥取県知事 西尾愛治